

しょうがいしゃさべつかいしょうほう がいよう どう とりくみ
障害者差別解消法の概要と道の取組について

1 法の概要

(1) 目的

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する基本的な事項（きほんてき じこう）
行政機関等（ぎょうせいきかんとうおよび）及び事業者（じぎょうしゃ）における障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）を解消（かいしょう）するための措置（そちとう）等を定めることにより、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）を推進（すいしん）し、もってすべての国民（こくみん）が、障がい（しょうがい）の有無（うむ）によって分け隔（わ）たれることなく、相互（さうご）に人格（じんかく）と個性（こせい）を尊重（そんちょう）し合いながら共生（きょうせい）する社会（しゃかい）の実現（じつげん）に資（し）することを目的（もくてき）とする。

平成25年6月制定、平成28年4月1日施行
国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一环として改正された、障害者基本法第4条に定める「差別の禁止」の基本原則を具体化したもの。（H26.1条約批准）

(2) 内容

【障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の禁止（きんし）】

○ 差別的な取扱いの禁止

障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として財・サービスや機会の提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がいのない方には付さない条件をつけるなどして権利や利益を侵害することを禁止すること。

○ 合理的な配慮の提供

障がいのある方から、障がいにより困っていることを解消して欲しいという意思の表明があったとき、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等 (各種委員会、地方独立行政法人含む)	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	法的義務 (R3.6.4改正法公布) ※改正前は努力義務

【具体的な取組】

	項目	国	地方公共団体等
1	基本方針の策定	閣議決定	—
2	対応指針	義務	—
3	職員対応要領	義務	努力義務
4	相談・紛争防止等の体制整備	義務	義務
5	障害者差別解消支援地域協議会	—	できる規定
6	啓発活動	義務	義務

2 道の取組状況

(1) これまでの取組状況

項目	具体的な取組														
ア 職員対応要領の策定	<ul style="list-style-type: none"> 「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」(職員対応要領)を策定(平成27年12月) 														
イ 相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 14圏域の障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において対応(平成28年4月～) 同委員会における関係機関との情報交換、障がい者からの相談に関する協議の実施(通年) 														
ウ 北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 法施行後の差別解消の取組状況について関係機関で情報交換(平成28年3月～) 関係機関：国機関(厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済産業局、札幌法務局)、市町村 														
エ 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各(総合)振興局において市町村説明会を実施(平成27年10月～12月) 道民フォーラムの開催 <table border="1" data-bbox="657 974 1423 1321"> <thead> <tr> <th>開催年度</th> <th>開催場所(開催順に記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>札幌、釧路、旭川</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>北見、札幌、函館、苫小牧</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>稚内、倶知安、札幌</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>留萌、帯広、札幌</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>中標津、江差、岩見沢、浦河</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>札幌(全道向けオンライン配信と併催)</td> </tr> </tbody> </table> パンフレットの作成・配付(平成27年3月～) ポスターの作成・配付(平成28年3月～) 合理的配慮事例集の策定及び改訂(平成28年5月、平成29年8月、平成30年8月) 認知度調査の実施(平成28年～毎年実施) わかりやすい権利擁護パンフレットの作成・配布(平成28年7月) 北海道福祉まちづくり推進連絡会議での周知(平成30年10月、令和元年10月、令和4年2月) ナイスハートフェアinアリオ札幌での周知(令和3年度) 出前研修の実施、啓発パネルやDVDの貸し出し 各種広報媒体・包括連携企業、地域FMの活用等 学校教育教材の作成及び学校教育における周知 ヘルプマーク周知(ポスター、リーフレット、ステッカー作成・配布) 	開催年度	開催場所(開催順に記載)	平成27年度	札幌、釧路、旭川	平成28年度	北見、札幌、函館、苫小牧	平成29年度	稚内、倶知安、札幌	平成30年度	留萌、帯広、札幌	令和元年度	中標津、江差、岩見沢、浦河	令和3年度	札幌(全道向けオンライン配信と併催)
開催年度	開催場所(開催順に記載)														
平成27年度	札幌、釧路、旭川														
平成28年度	北見、札幌、函館、苫小牧														
平成29年度	稚内、倶知安、札幌														
平成30年度	留萌、帯広、札幌														
令和元年度	中標津、江差、岩見沢、浦河														
令和3年度	札幌(全道向けオンライン配信と併催)														

れいわ ねんど とりくみよてい
 (2) 令和4年度の取組予定

こく ちく 項 目	とりくみこくちく 取組項目
ア 相談対応・紛争の防止又は 解決	<ul style="list-style-type: none"> ちいき いんかい かんけいきかん じょうほうこうかん しょう ・地域づくり委員会における関係機関との情報交換や、障がい 者からの相談事例に関する協議の実施（通年）
イ 市町村における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> しやくいんたいおつようりょう さくてい きようきかいせつち そくしん つうねん ・職員対応要領の策定や協議会設置の促進（通年）
ウ 道職員の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> しやくはけんしゅう つうねん しん きさいようしやくいんけんしゅう じっし ・職場研修（通年）、新規採用職員研修の実施
エ 北海道障がい者差別解消推 進連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ほうしこうて さべつかいしょうほう とりくみじょうきょう かんけいきかん ・法施行後の差別解消法の取組状況について、関係機関で 情報交換、事例報告
オ 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> どうみん かいさい だまごうざ じっし けいはつ てい-びいでい- ・道民フォーラムの開催、出前講座の実施、啓発パネルやD V D の貸し出し、パンフレットの配布 等 ちいき すいしんいんとうけんしゅう じっし ・地域づくり推進員等研修の実施 にんち どちらさ じっし ・認知度調査の実施 きょういくちょう れんけい がっこうきょういく しゅうち けいはつ ・教育庁との連携による学校教育における周知、啓発